

酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について

1. 概要

令和 8 年 4 月 1 日からの稼働を予定している八幡体育館の改築に伴い、使用料の見直しを実施するとともに、旧八幡体育館にはなかった附属施設及び冷暖房設備が新たに整備されることから、次のとおり、附属施設を含めた施設使用料及び冷暖房使用料を設定するものです。

- (1) アリーナの使用料及び冷暖房料
- (2) 多目的室の使用料及び冷暖房料
- (3) 個人使用料

2. 八幡体育館の使用料等

使用料金等は、次の①～④を踏まえて算定しています。

- ① 1 m²あたりの年間原価 ② 1 m²あたりの時間原価
- ③ 受益者負担単価 ④ 各室（アリーナ・多目的室）の時間単価

なお、維持管理コスト（燃料費・光熱水費・消耗品費・通信運搬費 etc）は R5 年度をベースに算出していますが、施設管理委託料（管理費（人件費を含む）・メンテナンス費・清掃費・警備費等）については、アリーナの面積が増えることから人件費を含め 1.3 倍で算出しています。

(1) アリーナの使用料及び冷暖房料

・全部又は一部を単独で使用する場合（アマチュアスポーツ）の 1 時間あたりの使用料

使用区分			現行（1 時間あたり）		改定（1 時間あたり）	
			施設使用料	冷暖房料	施設使用料	冷暖房料
アリーナ ※含フリーエリア ※1574.63 m ²	一般	全面	1,580 円	—	1,580 円	6,840 円
		半面	790 円	—	790 円	
	高校生 以下	全面	790 円	—	790 円	
		半面	390 円	—	390 円	

(2) 多目的室の使用料及び冷暖房料

・新たに使用料を設定する貸室

使用区分			現行（1 時間あたり）		新設（1 時間あたり）	
			施設使用料	冷暖房料	施設使用料	冷暖房料
付 属 施 設	多目的室 1・2	各 18.2 m ²	—	—	80 円	含冷暖房 料金
	多目的室 3	15.6 m ²	—	—	80 円	

(3) 個人使用料

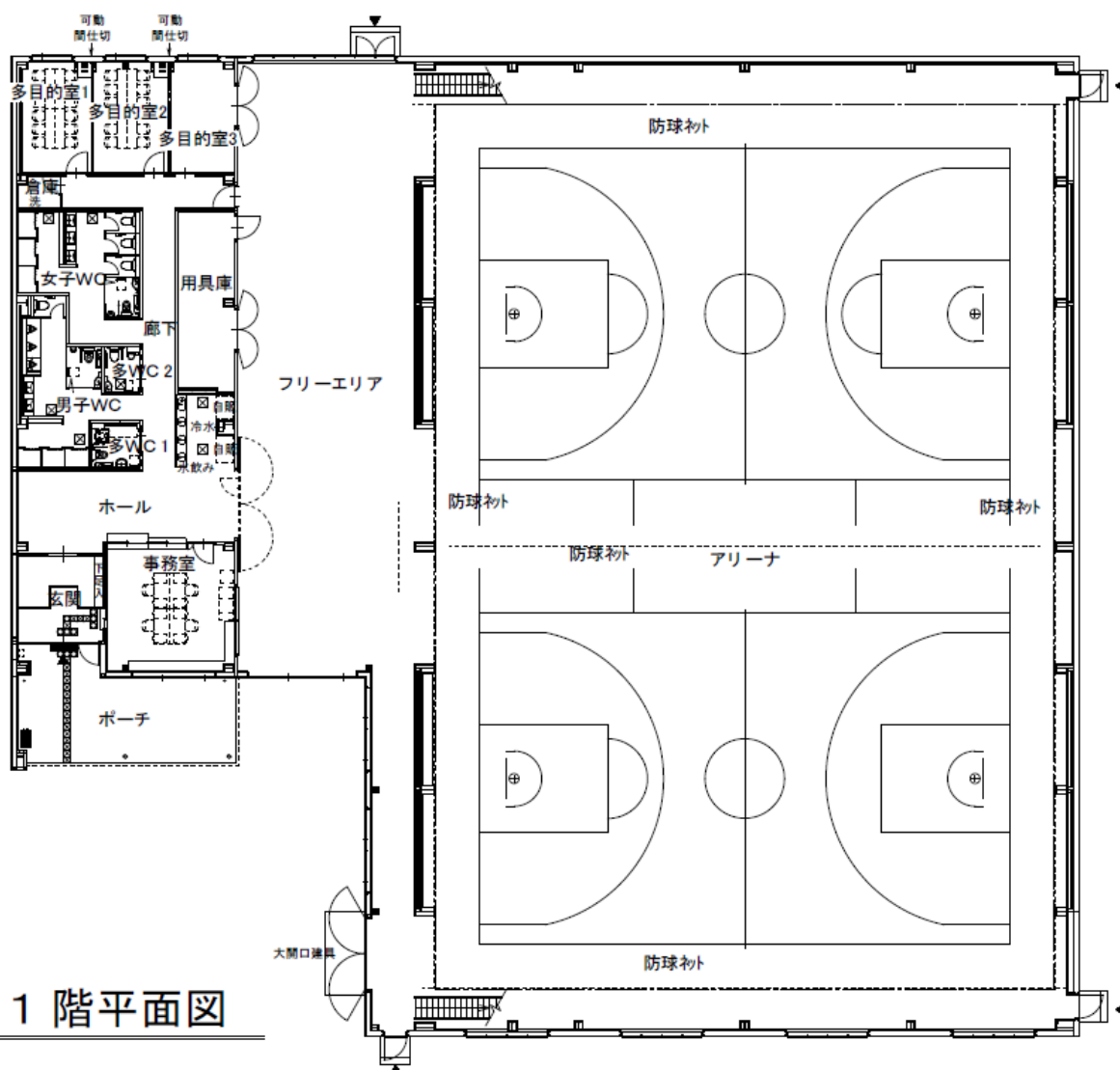
・上記以外（個人使用）の場合は、体育施設一律料金のため、見直しはしない。

（使用の単位：午前 9 時～午後 1 時／午後 1 時～午後 5 時／午後 5 時～午後 9 時）

使用区分			現行	
			施設使用料	冷暖房料
中学生以下	1 人 1 回につき	50 円	—	
高校生	1 人 1 回につき	110 円	—	
一般	1 人 1 回につき	220 円	—	

【参考】 新旧八幡体育館

旧八幡体育館	新八幡体育館
【競技面積等】 ・アリーナ面積 1,023 ㎡(観客席付)	【競技面積等】 ・アリーナ面積 1,320 ㎡ ・フリーエリア 254.63 ㎡ ・多目的室1 18.20 ㎡ ・多目的室2 18.20 ㎡ ・多目的室3(用具室) 15.60 ㎡ 貸室面積 1626.63 ㎡
【競技】 ・バレーボール 2面 ・バスケットボール 2面 ・フットサル(サッカーは不可) ・バドミントン6面 ・ソフトテニス(全面予約のみ)	【競技】 ・バスケットボール 2面 ・メインバレーボール(6人制) 1面 ※ガイド ・サブバレーボール(6人制) 2面 ・バドミントン 6面 ・テニス/ソフトテニス 1面 ・フットサル 1面 ・フリーエリア(モルック・ボッチャ・ダンス・ヨガ等)
【その他】 ・建物全体の延床面積 2225.60 ㎡ ・冷暖房設備なし	【その他】 ・建物全体の延床面積 1956.63 ㎡ ・部屋ごとに冷暖房完備



物品の取得について（乗合バス用中型バス）

るんるんバスの運行に使用するバス車両について、下記のとおり購入するものです。

記

- 1 取得の目的 乗合バス（るんるんバス）用中型バスの購入
- 2 取得物品 乗合バス用中型バス 1台
- 3 取得の方法 条件付き一般競争入札による取得
- 4 取得の金額 3,090万9,300円
- 5 取得の相手方 酒田市北浜町2番89号
株式会社庄交コーポレーション
酒田地区総括部長 阿部 紀久

仮 契 約 書

1 契約の目的 乗合バス（るんるんバス）用中型バスの購入

2 数量 1台

3 契約金額 30,909,300円

内訳	売買代金	28,000,000円
	取引に係る消費税額及び地方消費税額	2,800,000円
	自動車重量税	49,200円
	自動車損害賠償責任保険料	12,050円
	リサイクル料	39,260円
	預かり法定費用	8,790円

4 納入期限 令和8年3月31日

上記について、酒田市長 矢口 明子 と株式会社庄交コーポレーション 酒田地区総括部長 阿部 紀久は、地方自治法第96条第1項第8号及び酒田市契約及び財産に関する条例第3条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し双方記名押印の上、これを株式会社庄交コーポレーション 酒田地区総括部長 阿部 紀久が保有する。

令和7年7月31日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号

氏名 酒田市長 矢口 明子

受注者 住所又は所在地 酒田市北浜町2番89号

氏名又は名称 株式会社庄交コーポレーション

代表者氏名 酒田地区総括部長 阿部 紀久

物品入札調書

9:10
第 477 号

1. 所 属 年 度 令和7年度
2. 入 札 年 月 日 令和7年7月31日 執行
3. 名 称 乗合バス(るんるんバス)用中型バスの購入
4. 納 品 場 所 庄内交通株式会社酒田営業所(酒田市北浜町)
5. 執 行 者 契約検査課長 若林 伸
6. 執 行 立 会 者 主事 城戸 克哉

7. 落札金額は、下記の金額に 1.1 を乗じて得た金額とする(円未満切捨て)

8. 経 過

NO.	入 札 者	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
1.	㈱庄交コーポレーション 酒田地区総括部長 阿部 紀久 TEL 33-2270	28,000,000	決定		
2.	山形いすゞ自動車㈱ 酒田営業所 営業所長 佐藤 瞬 TEL 35-0061	28,300,000			
予定価格 (消費税増額及び地方消費税額を含まず。)					円

本件は、酒田市議会の議決(可決)があった後に、正規の契約を締結するものです。

令和 7 年 8 月 2 1 日
教育委員会スポーツ振興課作成

請負契約の変更について
(八幡体育館改築工事 (建築工事))

1. 工 事 名 八幡体育館改築工事 (建築工事)
2. 工 事 場 所 酒田市観音寺字町後 1 5 番地
3. 仮 契 約 の 方 法 変更契約
4. 仮 契 約 年 月 日 令和 7 年 8 月 8 日
5. 仮 契 約 金 額 変更前 6 4 1, 3 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
変更後 6 4 4, 6 9 9, 0 0 0 円 (税込み)
6. 仮 契 約 の 相 手 方 林・菅原特定建設工事共同企業体

代表者 酒田市幸町 1 丁目 6 番 6 号
林建設工業株式会社
代表取締役社長 林 浩一郎

構成員 酒田市東栄町 1 2 番 4 4 号
株式会社菅原工務所
代表取締役 菅原 脩太
7. 工 期 令和 7 年 3 月 5 日から令和 8 年 3 月 2 5 日

様式第1号

仮 契 約 書

- 1 契約の目的 八幡体育館改築工事（建築工事）
- 2 契約金額
- | | |
|--------------------|---------------|
| 変更後の請負代金額 | 644,699,000 円 |
| 内訳 工事代金 | 586,090,000 円 |
| 取引に係る消費税額及び地方消費税 | 58,609,000 円 |
| 変更前の請負代金額 | 641,300,000 円 |
| 内訳 工事代金 | 583,000,000 円 |
| 取引に係る消費税額及び地方消費税 | 58,300,000 円 |
| 変更前の請負代金額に対する増減 増額 | 3,399,000 円 |
| 内訳 工事代金 | 3,090,000 円 |
| 取引に係る消費税額及び地方消費税 | 309,000 円 |
- 3 履行期限 令和8年3月25日

上記について、酒田市長 矢口 明子と林・菅原特定建設工事共同企業体 代表者 林建設工業株式会社 代表取締役社長 林 浩一郎は、地方自治法第9条第1項第5号及び酒田市契約及び財産に関する条例第2条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し、双方記名押印の上、これを林・菅原特定建設工事共同企業体 代表者 林建設工業株式会社 代表取締役社長 林 浩一郎が保有する。

令和7年8月8日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号
氏名 酒田市長 矢口 明子

受注者 林・菅原特定建設工事共同企業体
代表者 住所又は所在地 酒田市幸町一丁目6番6号
氏名又は名称 林建設工業株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 林 浩一郎
構成員 住所又は所在地 酒田市東栄町12番44号
氏名又は名称 株式会社菅原工務所
代表者氏名 代表取締役 菅原 脩太

令和 7 年 8 月 21 日
上下水道部管理課作成

令和 6 年度酒田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度酒田市水道事業会計未処分利益剰余金について、下記のとおり処分するものです。

記

1	当年度未処分利益剰余金	212,438,604 円
2	未処分利益剰余金処分額	
	(1) 資本金への組み入れ	208,770,249 円
3	翌年度繰越利益剰余金	3,668,355 円

令和 7 年 8 月 21 日
上下水道部管理課作成

令和 6 年度酒田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度酒田市下水道事業会計未処分利益剰余金について、下記のとおり処分するものです。

記

1	当年度未処分利益剰余金	227,892,622 円
2	未処分利益剰余金処分額	
	(1) 資本金への組み入れ	199,600,000 円
3	翌年度繰越利益剰余金	28,292,622 円